

「新規就農者育成総合対策」について
(緊急申し入れ)

現行の「農業次世代人材投資事業」は、次世代を担う農業者となることを志す49歳以下の者に全額国費による支援を行うもので、平成24年に創設され、予算が大きく減額されたこともあったが、これまで全国の多くの新規就農者に活用されてきており、特に、財政力が弱い町村における若年層の新規就農に大きく貢献してきたところである。

しかるに、貴省の令和4年度予算概算要求においては、本事業を見直した「新規就農者育成総合対策」が新たに提示され、いままでなかった2分の1の地方負担が唐突に盛り込まれたところである。

このようなやり方で、地方に対する説明・協議等がないままに変更を行おうとすることは断じて認められないものであり、国と地方の信頼関係を著しく損なうことにつながりかねず、極めて遺憾である。

貴省が提示した対策において地方負担が発生する場合、財政力によって新規就農者等に対する支援に差が生じることが容易に想定され、我々町村での事業実施に支障が生じる恐れがある。また、地方負担について、国費を地方交付税に置き換えることができるものではなく、地方交付税は地方団体の固有財源であり、到底容認できるものではない。

よって、「新規就農者育成総合対策」については、これまでの「農業次世代人材投資事業」と同様、全額を国費により措置されるよう強く求めるものである。

令和3年9月27日

全国町村会

会 長

経済農林委員会委員長

荒木泰臣

茂原 荘一